

ID: 160

担当部署: 都市建設課

処分の概要	占用料の返還承認		
例規名 根拠条項	柴田町道路占用料条例 第3条第2項ただし書		
例規番号	昭和61年条例第8号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第3条の規定による。  (占用料の徴収方法)</p> <p>第3条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は当該占用の協議が成立した日(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日)が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から2月以内に、町長の発行する納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を9月30日までに徴収するものとする。</p> <p>2 既に納入した占用料は返還しない。ただし、法第71条第2項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合又は占用者の責めに帰すべき事由によらないで占用できなくなった場合において、その事実が発生した日から1年以内に返還の請求があつたときは、この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書の規定により返還する金額は、既に納入した占用料の額から、当該占用の許可の日から当該許可の取消しの日まで又は占用できなくなった日の前日までの期間に係る占用料の額を控除した金額とする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日